

# 国際人道法のいろは ～わかりやすい国際人道法～



Schweizerische Eidgenossenschaft  
Confédération suisse  
Confederazione Svizzera  
Confederaziun svizra

Federal Department of Foreign Affairs FDFA



ICRC



# 目次

はじめに	6	軍事的必要性 Military necessity	12
用語解説	8	軍事目標 Military objectives	13
<hr/>			
<b>あ</b>			
あっせん Good offices	8	拷問の禁止 Ban on torture	13
新たな科学技術 New technologies	8	国際刑事裁判所 International Criminal Court (ICC)	13
アンリー・デュナン Dunant, Henry	8	国際刑事法 International criminal law	13
		国際事実調査委員会 International Humanitarian Fact-Finding Commission	14
		国際人道法の発展 Promotion of International humanitarian law	14
<hr/>			
<b>か</b>			
化学兵器 Chemical weapons	9	国際赤十字・赤新月運動 International Red Cross and Red Crescent Movement	14
核兵器 Nuclear weapons	9	国際特別法廷 Ad hoc tribunals	15
各国赤十字社・赤新月社 National Red Cross and Red Crescent societies	9	国際連合(国連) United Nations (UN)	15
仮署名・署名・批准 Initials, signature and ratification	9	国内騒乱 Internal disturbances	15
環境 Environment	10	国内避難民 Displaced persons	15
慣習国際法 Customary international law	10	子ども Children	16
寄託者 Depository	10	子ども兵士 Child soldiers	16
基本的な保障 Fundamental guarantees	11	<hr/>	
強制失踪 Enforced disappearances	11	<b>さ</b>	
均衡性 Proportionality	11	ジェノサイド(大量殺害)罪 Crime of genocide	17
区別 Distinction	11	ジャーナリスト Journalists	17
クラスター弾 Cluster munitions	12	収容 Internment	17
		ジュネーブ諸条約 Geneva Conventions	17

傷者・病者・海難者 Wounded, sick and shipwrecked	18	調査 Inquiry	25
女性 Women	18	追加議定書 Additional Protocols	25
地雷 Mines	18	停戦 Ceasefire	25
人権 Human rights	19	敵対行為 Conduct of hostilities	25
人道援助へのアクセス Humanitarian access	19	敵対行為への直接参加 Direct participation in hostilities	26
人道に対する罪 Crimes against humanity	19	適用範囲 Applicability	26
侵略 Aggression	20	「テロとの戦い」 „War on Terror“	26
侵略犯罪 Crime of aggression	20	テロリズム(テロ) Terrorism	26
スパイ Spies	21	特殊標章 Emblems (distinctive sign)	27
<hr/>		<b>な</b>	
生物兵器 Biological weapons	21	内戦 Civil war	28
赤十字国際委員会(ICRC) International Committee of the Red Cross (ICRC)	21	七つの基本原則 Seven fundamental principles	28
赤十字・赤新月国際会議 International Conference of Red Cross and Red Crescent Societies	21	難民 Refugees	28
戦争の方法と手段 Means and methods of warfare	22	<hr/>	
戦争犯罪 War crimes	22	<b>は</b>	
戦闘員 Combatants	22	ハーベ諸条約 Hague Conventions	29
占領地 Occupied territory	23	背信行為 Perfidy	29
ソルフェリーノ Solférino	23	爆発性戦争残存物 Explosive remnants of war	29
<hr/>		人質を取る行為 Hostage taking	29
<b>た</b>		非国家主体 Non-state actors	30
大量破壊兵器 Weapons of mass destruction	24	非対称戦争 Asymmetric warfare	30
多国籍軍 Multinational forces	24	被保護者 Protected persons	31
ダムダム弾 Dum-dum bullets	24	武器・兵器 Weapons	31
中央追跡調査局 Central Tracing Agency	24	普及 Dissemination	31
中立領土と中立地帯 Neutral territory / zone	25		

不必要的苦痛 Unnecessary suffering	31
フランシス・リーバー Lieber, Francis	32
武力紛争 Armed conflict	32
文化財 Cultural property	32
文民 Civilians	33
文民保護組織 Civil defence	33
平和維持活動 Peacekeeping operations	34
報復行為 Reprisals	34
捕虜 Prisoners of war	34

---

## ま

民間軍事会社のための国際行動規範 International Code of Conduct for Private Security Service Providers	35
民間の軍事および警備会社 Private military and security companies	35
民用物 Civilian objects	35
モントルー文書 Montreux Document	36

---

## や

ユスアドベルム、ユスインベロ ius ad bellum, ius in bello	37
傭兵 Mercenaries	37
予防 Precaution	37

---

## ら

利益保護国 Protecting powers	38
履行 Implementation	38
ローマ規程 Rome Statute	38

# はじめに

## ～国際人道法とは？～

国際人道法—武力紛争法または戦時国際法(ユスインベロ)という呼称でも知られています—は、国際武力紛争または非国際武力紛争においてのみ適用される法規です。国際人道法には、二つの役割があります。それは、敵対行為を規律すること、そして武力紛争による犠牲者を保護することです。ただ、その一方で、国際人道法は戦争自体の合法性の問題(ユアドベルム)については答えを与えるものではありません。その問題は、国際連合憲章が規律しています。国際人道法は、あらゆるタイプの武力紛争を対象に合法性に関係なく適用され、武力紛争のすべての当事者によって遵守されなければならない法です。

敵対行為に関する国際人道法の主要な部分は、1899年と1907年にハーグで開催された万国平和会議において入念に作成されました(ハーグ法)。この会議では、交戦の方法や手段に制限を課すためにいくつかの宣言や条約が採択されました。例えば、陸戦の法規・慣例に関するハーグ条約(1899年・1907年)、海戦を規律する様々な条約(1907年)、そして毒ガスやダムダム弾の使用を禁止する宣言(1907年)があります。

武力紛争の犠牲者の保護を目的とする規定(ジュネーブ法)は、1949年の四つのジュネーブ条約の中にまとめられました。これらの条約は、以下の人々に適用されます。

- ・戦地における傷者および病者(第一条約)
- ・海上にある軍隊の傷者、病者および難船者(第二条約)
- ・捕虜(第三条約)
- ・戦時における文民(第四条約)

1977年には、1949年のジュネーブ諸条約が、国際武力紛争および非国際武力紛争における犠牲者の保護に関する二つの追加議定書により補完されました。2005年には、特殊標章に関する第三議定書がこれに加わりました。

「ハーグ法」と「ジュネーブ法」とを厳格に区別する考え方方は、敵対行為に関する法規を新たにした1977年の二つの追加議定書が採択されてからは、もはや時代遅れとなりました。

国際人道法は、国際武力紛争または非国際武力紛争にのみ適用されますが、前者を規律する条項の方が、後者に関するものよりも格段に多くあります。ただし、今日ではそれらの条項の大部分は慣習国際法の一部となっていて、もともとは国際武力紛争を対象として創設されたものではあっても、国際武力紛争のみならず、非国際武力紛争についても適用されるようになっています。

国際人道法は、国家とその他の武力紛争の当事者(例えば武装集団)を第一義的な対象としていますが、その条項の多くは個人によっても遵守されなければなりません。国家は、これらの規範を遵守し、あらゆる違反を中止させ、そして国際人道法上の重大な違反(戦争犯罪)を犯した個人を裁判にかけるか引渡しを行う義務を負います。もし、ある国家が、戦争犯罪を実行した個人を捜査し訴追する意思または能力を有していない場合、それらの犯罪への処罰なしに放置されることがないようにするのは、国際社会の役割です。特に、ハーヴにある国際刑事裁判所にその権限が与えられています。また、これに加えて、特定の紛争下での犯罪について訴追することを目的とした国際特別法廷(例えば、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所)が設立されることもあります。

武力紛争の当事者は、敵対する当事者がどのように行動するかにかかわらず、いかなる場合においても国際人道法を遵守しなければなりません。他の紛争当事者が国際人道法を尊重していないからといって自らの義務から逃れることはできません。また、敵対する当事者が条約に参加していない場合であっても、国家は条約に拘束されます。

本冊子では、国際法の中でも国際人道法に焦点を当て、その構成要素について気軽に学べるよう、重要用語をわかりやすく50音順に説明しています。ただし、これらの用語解説が国際人道法の重要な要素をすべて網羅しているわけではありません。



## 戦争の証言

戦闘員と文民はどのように戦争を体験するのでしょうか。戦争において適用される数限られた人道の原則さえ、しばしば破られるのはなぜでしょうか。「戦争の証言(People on War)」プロジェクトにおいて、赤十字国際委員会(ICRC)は、戦争の様々な側面について、戦争の影響を受けた12の国\*で12,000人以上にインタビューを行い、その結果を2000年に公表しました。

<[http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc\\_002\\_0758.pdf](http://www.icrc.org/eng/assets/files/other/icrc_002_0758.pdf)>(英語のみ)

\*アフガニスタン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カンボジア、コロンビア、エルサルバドル、グルジア/アブハジア、イスラエル/パレスチナ自治区、レバノン、ナイジェリア、フィリピン、ソマリア、南アフリカ

# 用語解説

あ

## <あっせん> Good offices

二者またはより複数の当事者による紛争を平和的解決に導こうと第三者が様々な形で努力することを、通常、あっせんと言います。武力紛争の当事者が対話を始めることを目指し、単なる技術面、準備面における支援(会談の場所を提供することなど)から、仲介、さらには国際平和維持活動への参加にまでおよびます。あっせんは、国家や赤十字国際委員会(ICRC)、あるいは国際人道事実調査委員会にとって、紛争終結に貢献する手段となっています。

- » 武力紛争
- » 平和維持活動
- » 赤十字国際委員会  
(ICRC)
- » 国際人道事実調査  
委員会

## <新たな科学技術> New technologies

近年、新たな科学技術が戦場に出現しました。サイバースペースは、戦争が行われうる新たな領域を作り出しました。武力紛争の当事者が、無線操縦無人機のような、遠隔操作をする武器システムを用いるケースが増えてきています。また、自動制御兵器も普及してきていて、戦闘ロボットのような特定の自動制御兵器を、明日にでも戦場に導入することが検討されています。

それぞれを見れば少なからず法的問題が生じるのは確かですが、国際人道法がすべてに適用されることは明らかです。

» 武器

## <アンリー・デュナン> Dunant, Henry

デュナンはスイス人の実業家で、1859年にロンバルディアでソルフェリーノの戦いに遭遇しました。そこで直面した現実に衝撃を受けたデュナンは、1862年に『ソルフェリーノの思い出』を出版し、衛生兵を支援するボランティア救済団体をヨーロッパ各国に設立することを提案しました。すべての国家は、従軍病院と医療従事者の中立性を承認して保護することを条約により約束すべきである、というのが彼の考えでした。1863年には国際負傷軍人救護常置委員会(別名、五人委員会)が設立され、1876年に赤十字国際委員会(ICRC)に名前を変えました。1864年には傷病者の状態改善に関する第一回赤十字条約がジュネーブで署名されました。この条約が、一番最初のジュネーブ条約と言われています。

» 赤十字国際委員会  
(ICRC)

# か

## <化学兵器> Chemical weapons

この武器は、人や動物に、死や一時的な障害、永久的な後遺症を引き起こす危険な化学物質を用いるものです。また、食料や飲料水、その他の物質を汚染します。第一次世界大戦下に化学兵器の使用がもたらした甚大な被害は、国際社会を動かし、1925年には窒息性毒ガス、有毒ガスなどの使用が禁止されました。1993年には、すべての化学兵器の開発、製造、貯蔵、使用を禁止し、その廃棄を勧める国際条約によって補強されました。

» 武器

## <核兵器> Nuclear weapons

原子爆弾、水素爆弾(熱核兵器)、そして中性子爆弾の総称として使用されます。核兵器は、1945年に広島と長崎で使用されました。国際法は、特定の行為(核兵器の実験、製造、貯蔵など)については禁止義務を課しているものの、核兵器を一般的に禁止してはいません。1996年の国際司法裁判所の勧告的意見では、核兵器使用の効果は一般的に国際人道法に反するものの、慣習国際法でも、国際条約においても、核兵器の包括的かつ無条件の禁止は存在しないと述べられています。しかしながら、核兵器の使用が特に区別の原則、均衡性の原則、予防の原則に反しないと考えることは困難でしょう。

» 慣習国際法  
» 区別  
» 均衡性  
» 予防

## <各国赤十字社・赤新月社>

### National Red Cross and Red Crescent societies

赤十字社と赤新月社は189カ国に存在し、国際赤十字・赤新月運動(以下、赤十字運動)の目的や基本原則の実施を確保する任務を負っています。様々なサービスを提供することによって、公的機関による人道活動を支援しています。赤十字社・赤新月社は、一つの国に一社のみと決められています。赤十字または赤新月の称号を得るために、多くの要件を満たし、赤十字国際委員会(ICRC)の承認を受けなければなりません。また、赤十字運動の基本原則に従って活動できるよう、十分な自主性が求められます。

» 国際赤十字・赤新月運動  
» 赤十字国際委員会  
(ICRC)

## <仮署名・署名・批准>

### Initials, signature and ratification

仮署名とは、正規の条約文であることを証明するために、各ページの末尾に条約交渉者たちのイニシャルを添えることです。

署名は、全権代表(すべての権限を与えられた交渉者)によって条約の最後に添えられるものです。署名により条約の締結がなされ、署名国は誠実に行動しなければならなくなります。もっとも、署名のみにより条約が発効するとその条約に明記されていない限り、署名国がただちに締約国になることはありません。批准とは、国がその条約に従うことを国際法上義務づける行為です。

スイスでは、連邦議会が条約の批准を承認しますが、例外的に、法律または条約によって連邦参事会が単独で署名・批准を行うことが認められている場合もあります。

## <環境> Environment

自然環境に対して広範で長期的かつ深刻な損害を与えるような**戦争の方法と手段**は、**ジュネーブ諸条約第一追加議定書**によって禁止されています。**慣習国際法**上の一般的な原則である**区別の原則**や**均衡性**の原則もまた、環境の保護を保障しています。

- » 戦争の方法と手段
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 慣習国際法
- » 区別
- » 均衡性

## <慣習国際法> Customary international law

慣習国際法は、条約と並び、二つある国家の権利義務の法源の一つです。国家が自分たちの義務に忠実に従っていると信じてある行動を取る際、慣習国際法が引き合いに出されます。慣習国際法の成立には二つの要素を必要とします。国家が同じ行動を規則的に繰り返し行うこと、そして、国家が国際法の規則に従っているという信念を有していることです。国際人道法の大部分、特に**敵対行為**に関するものは、今日では慣習国際法の一部となっていて、**非国家主体**をも拘束します。

- » 敵対行為
- » 非国家主体

## <寄託者> Depositary

国際条約の寄託者は、国家または国際機関が担います。寄託者の任務は、基本的に公証人のようなものであるといえます。例えば、文書の保管や証明、メッセージや留保、解釈宣言の受理や保管、伝達を行います。スイスは、1949年の**ジュネーブ諸条約**、1977年の**第一第二追加議定書**、2005年の**第三追加議定書**を含む、多くの条約の寄託者となっています。

- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書

## <基本的な保障> Fundamental guarantees

国際人道法は、1949年ジュネーブ諸条約によって有利な待遇を受けない個人に対して、一定の基本的な保障を提供しています。そのような最低限の保護には、**拷問の禁止**やその他の残虐、非人道的または品位を傷つける扱いの禁止、拘禁状態に関する基準、そして司法手続きにおける様々な保障が含まれます。

» ジュネーブ諸条約

» 拷問の禁止

## <強制失踪> Enforced disappearances

強制失踪とは、国家機関によって逮捕または誘拐された人物のその後や拘禁の場所が明らかにされないケースを指します。強制失踪の被害者はあらゆる法的保護を奪われた状態となります。強制失踪は、国際人道法に違反し、**人権**をも侵します。紛争の存在や国家の安全上の理由などにより強制失踪を正当化することはできません。強制失踪からのすべての者の保護に関する条約が2006年に採択され、2010年に発効しました。国際人道法は、武力紛争下における強制失踪に関して規定を設けています。特に、被害者の家族は、被害者の身に何が起こったのかについて知る権利を有しています。

» 人権

## <均衡性> Proportionality

均衡性の原則は、**敵対行為**のあらゆる面において適用されます。例えば、**軍事目標**に対する攻撃で、**文民**や**民用物**に甚大な被害を与えるものは禁止されています。紛争当事者は、攻撃を実行する前に、**文民**に生じうる影響が、予想される軍事的利益と比べて過大なものでないかどうか、毎回見極める義務を負います。

» 敵対行為  
» 軍事目標  
» 文民  
» 民用物

## <区別> Distinction

国際人道法は**文民**を保護し、**文民**または**民用物**を直接の対象にした、いかなる攻撃をも禁止しています。区別の原則は、根本的規則の一部をなします。紛争当事者は、**軍事目標**以外を対象にして軍事行動をとることを許されておらず、常に、**文民**と**戦闘員**との区別、そして**民用物**と**軍事目標**との区別をしなければなりません。この原則は、**戦争の方法と手段**を制約します。具体的な**軍事目標**のみを狙うことができない**武器・兵器**や戦術は、すべて禁止されているのです。

» 文民  
» 民用物  
» 軍事目標  
» 戦闘員  
» 戦争の方法と手段  
» 武器・兵器

## <クラスター弾> Cluster munitions

クラスター弾は、ベトナム戦争やその他の武力紛争で広範囲に使用されました。一つの爆弾の中に数十、数百もの大量の子爆弾が詰められ、子爆弾は衝撃を受けると広範囲に拡散します。クラスター弾の被害は無差別に及ぶので、人道的に重大な結果が生じる恐れがあります。さらに、多くのクラスター弾が爆発せずに大地に眠っていて、文民に対して長い間脅威を与え続けています。2008年5月には、クラスター弾の製造、貯蔵、拡散、そして使用を禁止する条約がアイルランドのダブリンにおいて採択されました。この条約は、クラスター弾によって汚染された地域の危険除去、貯蔵されたクラスター弾の廃棄、被害者に対する支援についても定めています。日本は、2009年7月14日に、スイスは2012年7月17日にこの条約を批准しました。

» 武力紛争

## <軍事的必要性> Military necessity

軍事的必要性とは、敵対行為における行動の基礎である一般原則のひとつです。武力の行使は、軍事的に必要であり、軍事的成果と一般市民の犠牲の比重を考慮しなければならず(均衡性)、戦闘員と文民、軍事目標と民用物を区別しなければなりません。国際人道法の基本的な考え方には、軍事的必要性と人道的配慮とのバランスをとることです。

» 敵対行為  
» 均衡性  
» 戦闘員  
» 文民  
» 軍事目標  
» 民用物



### 戦闘員はどのように戦争を体験するか\*

戦争で破壊された地域では、29%の戦闘員が負傷し、18%が捕虜になり、捕虜の20%弱が拷問を受けていました。また、捕虜の43%が、戦争で家族を失ったと述べています。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より

## <軍事目標> Military objectives

国際人道法は、**民用物**と軍事目標とを明確に区別しています。軍事目標とは、その性質・位置・目的・使用法によって軍事行動に実際に貢献している施設で、その完全または部分的な破壊・攻略・無力化によって明確な軍事的利益がもたらされるものを意味します。国際人道法により、すべての軍人は、攻撃対象の性質を確認しなければならず、軍事目標以外のものを攻撃してはならない、とされています。

» 民用物

## <拷問の禁止> Ban on torture

拷問およびその他の残虐かつ非人道的、または品位を傷つける扱いや刑罰は、いかなる時と場合においても、**慣習国際法**、また拷問等禁止条約などの様々な国際条約によって禁止されています。2002年の拷問等禁止条約選択議定書は、国際および国内団体が刑務所その他の収容施設を訪問し監視することによって、拷問を防ぐ努力を強化するものです。拷問と残虐な扱いは、**ジュネーブ諸条約**とその追加議定書によっても明確に禁止されています。武力紛争の最中に行われた拷問は**戦争犯罪**として取り扱われ、文民に対する広範または計画的な攻撃の一環としてなされれば**人道に対する罪**として扱われます。

» 慣習国際法  
» ジュネーブ諸条約  
» 追加議定書  
» 武力紛争  
» 戦争犯罪  
» 人道に対する罪

## <国際刑事裁判所>

### International Criminal Court (ICC)

オランダのハーグにある国際刑事裁判所は、国際社会全体に影響する最も重大な犯罪を行った嫌疑がかけられている個人を訴追する機関です。それらの犯罪には、**ジェノサイド罪**、**人道に対する罪**、**戦争犯罪**、**侵略犯罪**が含まれます。国際刑事裁判所は、国内裁判所に対して補完的な役割を担っていて、管轄権を有する国の当局が必要な捜査や訴追を行う意思または能力がない場合のみ、介入を行います。国際刑事裁判所は、2002年に発効した**ローマ規程**に基づいて設置されています。

» ジェノサイド罪  
» 人道に対する罪  
» 戦争犯罪  
» 侵略犯罪  
» ローマ規程

## <国際刑法> International criminal law

国際刑法とは、個人が国際法に従って処罰されうることを定める規範の法体系を指します。国際法上の犯罪とは、**ジェノサイド罪**、**戦争犯罪**、**人道に対する罪**、**侵略犯罪**で、その影響は一国家の枠を超えるものと認識されていて、犯罪者を刑事的に訴追することが国際社会全体の利益にかなうと考えられています。

» ジェノサイド罪  
» 戦争犯罪  
» 人道に対する罪  
» 侵略犯罪

## <国際事実調査委員会>

### International Humanitarian Fact-Finding Commission

国際事実調査委員会は、国際人道法の重大な違反について調査を行うために国際社会が利用できる常設の機関で、スイスのベルンに拠点を置きます。15名の専門家により構成され、国際・非国際**武力紛争**の双方に権限を有していますが、調査を始めるには紛争当事者間の合意が必要となります。

裁判所とは異なり、国際事実調査委員会は判決を出すわけではなく、その任務は、事實を確定し、その結果と勧告を紛争当事者に伝えることに限られます。他に、国際人道法の遵守を強化するための**あっせん**を提案することもあります。国際事実調査委員会は、**ジュネーブ諸条約**(1949年)の**第一追加議定書**の90条に基づいて設置されています。スイスは、これら関連諸条約の**寄託者**として事務局の役割を務めています。

- » 調査
- » 武力紛争
- » あっせん
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 寄託者

## <国際人道法の発展>

### Promotion of International humanitarian law

世界的なテロとの戦い、**文民の敵対行為への直接参加**、紛争に関わる**非国家主体**の増加、科学技術の進歩は、国際人道法が直面する問題の一部に過ぎません。これらの問題に国際人道法の現行の規則で対応できるとしても、その履行はまだあまりに不十分です。このため、関係するそれぞれの主体が国際人道法のさらなる遵守と**履行**を目指して努力することが重要です。特に、現行の規則を再確認して普及させること、一定の分野において規則を明確化することが重要です。

- » テロ
- » 文民の敵対行為への直接参加
- » 非国家主体
- » 履行

## <国際赤十字・赤新月運動>

### International Red Cross and Red Crescent Movement

国際赤十字・赤新月運動(以下、赤十字運動)には、**赤十字国際委員会**(ICRC)、**各国の赤十字社・赤新月社**、そして、国際赤十字・赤新月社連盟が含まれます。赤十字運動は、人間の生命、健康、そして尊厳を、緊急事態、とりわけ**武力紛争**において守ることを使命としています。その活動は**七つの基本原則**を指針としています。この運動の構成員および**ジュネーブ諸条約**の締約国は四年に一回開かれる、**赤十字・赤新月国際会議**に出席します。

- » 赤十字国際委員会 (ICRC)
- » 各国赤十字社・赤新月社
- » 武力紛争
- » 七つの基本原則
- » ジュネーブ諸条約
- » 赤十字・赤新月国際会議

## <国際特別法廷> Ad hoc tribunals

ルワンダと旧ユーゴスラビアでの紛争の後、国連安全保障理事会は、**戦争犯罪**、**ジェノサイド罪**、そして**人道に対する罪**を実行した者を訴追するために、二つの国際特別法廷を設立しました。これらの法廷は、国際刑事裁判所とは異なり、期間が限定されていて、特定の紛争のみを取り扱います。

他に、混合裁判所があります。これは地元職員と国際職員から構成される裁判所で、特定の紛争または特定の体制下で起きた犯罪についての裁判を行います。例えば、シエラレオネ特別裁判所、カンボジアでクメール・ルージュが犯した残虐行為の裁判を担当するカンボジア特別法廷があります。

- » 国際連合(国連)
- » 戦争犯罪
- » ジェノサイド罪
- » 人道に対する罪
- » 国際刑事裁判所

## <国際連合(国連)> United Nations (UN)

国際連合(国連)は、普遍的な使命を持った国際機関です。国連には193ヵ国が加盟しています(2013年現在)。国連は、国際的に重要な問題のほとんどすべてについて諸国が取り組むことができる枠組みです。イスラエルが加盟したのは、2002年。日本は、戦後復興のさなか、1956年12月18日に国連に加盟。第二次世界大戦を挟んで20年以上の時を経て、国際社会に復帰しました。また、国連で採択された、国際人道法に関する条約、特に**武器・兵器**についての条約の数も増加しています。ジュネーブ諸条約とその第一追加議定書に従って、当事国は、諸条約または議定書の重大な違反があった場合には、国連と協力して国連憲章に従って措置を取らなければなりません。

- » 武器・兵器
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書

## <国内騒乱> Internal disturbances

国内で起こる騒乱や緊張の高まりには、**武力紛争**などの暴力の強度がありません。この場合、国際人道法ではなく**人権法**が適用されます。

- » 武力紛争
- » 人権

## <国内避難民> Displaced persons

**難民**と異なり、国内避難民は自国を離れていません。国内避難民には、**文民**に与えられる保護を受ける権利があります。国際人道法は、国際紛争と国内紛争の双方において、文民を強制的に移送することは**戦争犯罪**であるとして明確に禁止しています。

- » 難民
- » 文民
- » 戦争犯罪

## <子ども> Children

国際人道法は、子どもに対して特別の保護を与えています。紛争当事者は、年齢やその他の理由により子どもに必要な支援や援助を与える義務を負います。医療および食料支援の優先的受益者でなければなりません。国際人道法は、拘禁された子どもに対して、国籍と戸籍の不可侵、家庭への帰還の支援といった、特別な保護を与えています。さらに、宗教や文化を尊重しながら(特に戦争により孤児になったまたは両親と離別した)子どもに教育への権利を保障することも義務づけています。

## <子ども兵士> Child soldiers

地球上における子ども兵士の数は、25万人にも上ると言われています。強制的に徴兵された者もいれば、思想上の理由や単に食料を得るためにだけに自ら志願した者もいます。**国連子どもの権利条約**への選択議定書(2000年)は、元子ども兵士の社会復帰に関する規定を設けています。この議定書は、**ジュネーブ諸条約**の二つの**追加議定書**に謳われている、18歳未満の**子ども**に対する強制的な徴兵や**敵対行為**への参加の禁止を補完・強化するものであるといえます。さらに、同議定書は、国家に対し、18歳未満の子どもの徴兵や戦闘への派遣を防止するための措置を取る義務を課しています。15歳未満の子どもを軍隊あるいは他の武装集団に徴兵することは、**戦争犯罪**とみなされます。

- » 国連
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 子ども
- » 敵対行為
- » 戦争犯罪



## 文民はどのように戦争を体験するか\*

戦争は家族生活を完膚無きまでに破壊します。これは文民が戦争で最も一般的に体験することです。インタビューを受けた人の40%は、近い親戚の少なくとも誰か一人と連絡が取れなくなっていました。34%以上が、祖国を去ることを余儀なくされました。31%は、戦争で家族の少なくとも誰か一人を亡くした、と述べました。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より

# さ

## <ジェノサイド(大量殺害)罪> Crime of genocide

ジェノサイド罪とは、国民的、民族的、人種的または宗教的な集団の全滅または一部破滅を図る、以下のような行為です。

- ・特定のグループに属する者の殺害
- ・心身への重大な打撃
- ・出生を妨げたり、特定の集団の物理的破滅を図る行為
- ・他の集団への**子どもの強制移動**

ジェノサイド罪の防止と処罰に関する条約は、1948年に**国連**で採択されています。

» **子ども**  
» **国連**

## <ジャーナリスト> Journalists

軍隊に同行する従軍記者を除いて、ジャーナリストは文民であるとされ、**文民**として保護されます。1949年の**ジュネーブ諸条約**の第一追加議定書はジャーナリストに特別の保護を与え、ジャーナリストは特別の身分証明書を取得することができる、としています。

» **文民**  
» **ジュネーブ諸条約**  
» **追加議定書**

## <収容> Internment

具体的な犯罪容疑のないままに、司法機関によってではなく行政の命令によって拘束されることです。国際**武力紛争**の中の**捕虜**の収容は、**ジュネーブ諸条約**(第三条約)の規定に基づいてなれます。国際人道法は、特に、収容場所、拘束される人の心身の健康、労働の可能性、生活環境、そして拘束期間の終了について詳細な規定を設けています。例外的に**文民**も収容されることがあります。**ジュネーブ諸条約**(第四条約)は、紛争当事者に対して、**被保護者**への監視と安全維持のための措置をとることを認めています。このような措置には厳しい条件が課せられ、少なくとも年に二回、裁判所または特に指定された機関の審査を必要とします。

» **武力紛争**  
» **捕虜**  
» **ジュネーブ諸条約**  
» **文民**  
» **被保護者**

## <ジュネーブ諸条約> Geneva Conventions

第二次世界大戦後、戦時における非戦闘員や、戦闘行為に参加しないまたは参加を停止した個人の保護を謳う規範がより厳格になりました。それらの規範は主に、**文民**、**傷者・病者**、**海難者**、そして**捕虜**を対象としていました。1949年の四つの**ジュネーブ条約**と、1977年の二つの**追加議定書**は、国際人道法の核を担っています。ジュネーブ諸条約と追加議定書の**寄託者**であり当事国でもあるスイスは、特別な責務を背負っています。

» **文民**  
» **傷者・病者・海難者**  
» **捕虜**  
» **追加議定書**  
» **寄託者**

## <傷者・病者・海難者> Wounded, sick and shipwrecked

軍人や文民で治療を必要とし、敵対行為に参加しない者を、傷者あるいは病者といいます。負傷兵で武器を使用する者は、この定義には当てはまりません。国際人道法は、武力紛争のすべての当事者に対して、傷者と病者を人道的に扱う義務を課しています。この義務には、彼らに対して安全な場所への移送や適切な配慮を行い、保護し、必要であれば治療をすることが含まれます。医学的理由に基づかない区別を行うことは禁止されていますが、女性には特別の配慮が与えられます。類似の保護が海難者にも与えられます。海難者とは、軍人または文民で、海または水上で危険な状態にある者を指します。傷者、病者、海難者が捕らわれた際、捕虜の地位が与えられます。

- » 文民
- » 敵対行為
- » 武器
- » 武力紛争
- » 女性
- » 捕虜

## <女性> Women

国際人道法は女性に特別な保護を与えています。文民である場合、文民として、名誉や身体に対するいかなる攻撃からも保護されます。妊娠や幼児の母親は、傷者・病者と同じ保護が与えられ、安全地帯へ移送され、援助を優先的に受けられます。他に、軍隊の構成員である女性に関する規定もあり、例えば捕虜になったときの扱いにおいて特別な保護が与えられます。男性とは離れて拘禁され、女性の看守によって監視されます。

- » 文民
- » 傷者
- » 捕虜

## <地雷> Mines

地雷とは、直接的または間接的に人間(または動物)や車両と接触することで爆発する武器(対人地雷・対戦車用地雷)です。地雷は、地面や地中、また地表の近くや何らかの表面に配備されます。1980年の特定通常兵器使用禁止制限条約の附属議定書IIIは、あらゆる種類の地雷の使用と移譲を規制しています。1997年のオタワ条約は、対人地雷のみを取り扱うもので、その使用、貯蔵、生産、製造、移譲を禁止しています。この条約はまた、地雷の除去と廃棄、そして地雷の被害者支援措置も規定しています。しかし、軍事大国とされるいくつかの国は、オタワ条約を批准していません。

- » 武器

## <人権> Human rights

人権は、人間としての権利を有するすべての個人に与えられた自由のことを目指します。国際的に人権は、条約や協定、決議、国際機関の決議、さらには慣習国際法によって保護されています。人権保護に関する国際的な制度は、国際人道法や国際難民法と密接に関連しています。これらの三つの分野は密接に結びついてはいるものの、大きく異なるところもあります。国際人道法(特に1949年ジュネーブ諸条約とその追加議定書)は武力紛争との関連においてのみ適用されます。国際難民法(例えば、1951年の難民の地位に関する条約とその追加議定書)は、難民として認定された人と、限定的でありながら難民者にも適用されます。一方で人権は、今日では、どんな時でもすべての人に適用されます。しかし、武力紛争時においては、国際人道法が特別法として優先的に適用されます。

- » 慣習国際法
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 難民
- » 武力紛争

## <人道援助へのアクセス> Humanitarian access

文民が十分な物資や食料を供給されていない場合、国際人道法は、人道に則った、公平で差別のない援助活動を行われることを保証しています。ただし、そのためには、当事者の同意がなければなりません(占領下において、占領軍が人道支援を受け入れる義務を負う場合を除く)。さらに、国際人道法は、国家に対して、救援送隊が<sup>1</sup>に、障害なく現場にアクセスできるよう許可し支援する義務を課しています。文民は、支援にけつけるいかなる組織をも頼る権利を有しています。しかしながら、これらの規則があるにもかかわらず、武力紛争との関連で保護を必要としている文民に人道団体がアクセスできないことがあります。武力紛争の当事国が許可を与えなかつたり、地理的、技術的な障害を克服することが困難であつたり、的な手続きの妨げにあつたり、安全上の懸念なども理由として挙げられます。

- » 文民
- » 武力紛争

## <人道に対する罪> Crimes against humanity

甚大な苦痛や、心身の健康を維持する上で重大な害を及ぼすことを承知の上で、文民を広範または組織的に攻撃することは人道に対する罪に当たります。それらは、殺人、絶滅させる行為、<sup>2</sup>化すること、住民の強制移送、国際法の基本的な規則に違反する拘禁その他の身体的な自由の著しい奪、拷問、強姦、性的な<sup>3</sup>とすること、強制<sup>4</sup>、強いられた妊<sup>5</sup>、強制された不妊手術、その他あらゆる形態の性的暴力、また政治的、人種的、国民的、民族的、文化的、宗教的または性別に基づく害、強制失踪、アパルトヘイトがあります。

- » 文民
- » 強制失踪

## <侵略> Aggression

国家が他国の主権や領土保全または政治的独立を脅かすような武力の行使を侵略と言います。国際法は、武力に訴えることを原則として禁止していますが、二つの例外を認めています。特定の条件を満たした上での自衛権、そして、**国連憲章第七章**に則って国連安全保障理事会が下した決定に基づく、世界の平和と安全の維持または回復のための武力行使です。

国際公法における侵略の概念は、国際刑事法における侵略犯罪の概念とは切り離して考えなければなりません。後者は、個人の刑事責任に関するものです。

» 国連

## <侵略犯罪> Crime of aggression

侵略犯罪を構成するのは、特に、侵攻、軍事占領、武力による併合、港や海岸の封鎖であり、性質・重大性・規模において**国連憲章**の明白な違反とされる行為です。侵略犯罪を行うとされるのは、その国の政治的または軍事的行動を実効的に統制または指揮することのできる個人です。2010年6月11日にウガンダのカンパラで採択された発効条件によれば、2017年1月1日以降に締約国団が管轄権行使を許容する決定を行うまで、**国際刑事裁判所**は侵略犯罪について管轄権を有しないことになっています。

» 国連

» 国際刑事裁判所

## 戦争における女性\*

女性も、男性同様に、国外追放、家族の離散、財産の破壊といった被害に遭います。近い親戚を亡くす確率も同程度です。40%の女性が家族の誰かと連絡が取れなくなっていて、32%は祖国を離れなければならなくなりました。9%は強姦の被害者を知っていて、また、9%は拷問を受けていました。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より



## <スパイ> Spies

スパイとは、敵対する紛争当事者が支配する地域において、秘密裏に軍事的情報の収集を行う者を指します。文民を装ったスパイは戦闘員とはみなされないため、捕えられたとしても捕虜となる資格を有しません。一方で、自国の軍隊の制服を着用していた場合には戦闘員の資格を有し、捕えられれば捕虜として扱われます。

- » 文民
- » 戦闘員
- » 捕虜

## <生物兵器> Biological weapons

細菌兵器とも呼ばれるこの武器は、病気や死に至らしめることを目的としています。生物兵器は、繁殖力があって人体や動植物に対して危険な毒を拡散する生物を用いるものです。そのため、人の健康や環境に対して脅威をもたらします。生物兵器の使用は1925年から禁止されています。細菌兵器に関する条約(1972年)は、生物、細菌や毒素を含む兵器のみならず、拡散のための媒介物についても製造、貯蔵を禁止しています。この条約の締約国は、生物兵器を廃棄するか、平和目的に利用できるように変換させなければなりません。

- » 武器
- » 環境

## <赤十字国際委員会(ICRC)>

### International Committee of the Red Cross (ICRC)

1863年に設立された国際負傷軍人救護常置委員会(別名、五人委員会)が改称され、現在の赤十字国際委員会(ICRC)となりました。スイスのジュネーブに本部を置くICRCは、スイス法に基づいて設立され、ジュネーブ諸条約(1949年)により固有の国際法人格を有する、中立で、あらゆる政府から独立している団体です。国際法を成文化する上で決定的に重要な役割を果たしてきました。武力紛争におけるその役割や任務は、ジュネーブ諸条約およびその追加議定書に定められています。主要な任務としては、被拘束者への訪問、行方不明者の調査、医療支援や食料支援などの人道活動、国際人道法の普及とその遵守をチェックする役目などが挙げられます。

- » ジュネーブ諸条約
- » 武力紛争
- » 追加議定書

## <赤十字・赤新月国際会議>

### International Conference of Red Cross and Red Crescent Societies

赤十字・赤新月国際会議は、国際赤十字・赤新月運動(以下、赤十字運動)の最高決議機関です。この会議は基本的に四年に一度開催されることになっており、第一回会議は1867年にパリで行われました。この会議には、赤十字運動の構成団体と、ジュネーブ諸条約の各締約国の代表が参加。人道に関する問題について議論し、決議という形で決定を行います。

- » 国際赤十字・赤新月運動
- » ジュネーブ諸条約

## <戦争の方法と手段> Means and methods of warfare

戦争だからといって、やりたい放題は許されません。**背信行為**や恐怖の拡散、飢餓を引き起こす行為、略奪、**人質を取る行為**、文民や**軍事目標**でない物に対する**報復行為**、国外追放、**捕虜**や**被保護者**を対象にした強制的な徴兵、無差別攻撃、そして**敵対行為**に参加しない者に対する保護の拒否などは禁止されています。**不必要的苦痛**をもたらす戦争の手段も禁止されています。多くの条約が、**武器・兵器**の選択を制限し、特定の武器についてその製造、保有、移譲、使用を禁止しています。

- » 背信行為
- » 人質を取る行為
- » 文民
- » 軍事目標
- » 報復行為
- » 捕虜
- » 被保護者
- » 敵対行為
- » 不必要な苦痛
- » 武器・兵器

## <戦争犯罪> War crimes

戦争犯罪とは、1949年の**ジュネーブ諸条約**において保護される人および財産に対して行われる重大な違反行為、または、国際的・非国際的な**武力紛争**の際に適用される法規および慣例に対する著しい違反のことです。この中には、意図的な殺人、拷問、移送、非人道的な待遇、違法な拘禁、**人質を取る行為**、文民または**民用物**を故意に攻撃すること、**子ども**を軍隊に徴集すること、強姦、略奪などが含まれます。国家は、その領域内において戦争犯罪を行った嫌疑のある個人について、裁判を行うか、引渡しをする義務を負います。

- » ジュネーブ諸条約
- » 武力紛争
- » 拷問
- » 人質を取る行為
- » 文民
- » 民用物
- » 子ども

## <戦闘員> Combatants

国際**武力紛争**との関連では、衛生要員と宗教要員を除くすべての軍隊の構成員は戦闘員とみなされます。戦闘員は合法的に**敵対行為**に参加する権利を与えられており、そのことについて刑事責任を追及されることはありません(戦闘員特権)。特定の状況においては、母国の領土を守るために集団での戦闘に参加する者や、義勇軍、レジスタンスにおける志願兵も戦闘員の資格を与えられることがあります。捕えられた戦闘員は**捕虜**としての地位と保護を受けることができます。

- » 武力紛争
- » 敵対行為
- » 捕虜

## <占領地> Occupied territory

他の国の軍隊の支配下に事実上置かれた地域は、たとえ占領するときに武力による抵抗がなくても、占領地とされます。国際人道法は、占領の合法・違法にかかわらず、占領のあらゆる状況において適用されます。国際人道法は占領下に暮らす住民の権利と占領軍の義務について規定しています。占領軍は、どうしても不可能な場合を除いては占領地で施行されていた法に従って社会秩序と安全とを維持する責任があります。さらに、占領軍は、住民に食料と医療とが行き届くようにしなければなりません。

## <ソルフェリーノ> Solferino

1859年6月24日、イタリア北部にある村・ソルフェリーノで、ピエモンテ＝サルディニーニヤとフランスの連合軍がオーストリア帝国軍と戦いました。戦闘の後、4万人の死傷者が助けられずに戦場に取り残されました。ソルフェリーノと、アンリー・デュナンはともに語られることが多く、デュナンが戦場で目撃した惨劇とその経験は、のちに救援組織の創設を呼びかけるきっかけとなりました。その組織が赤十字国際委員会(ICRC)です。

» アンリー・デュナン  
» 赤十字国際委員会  
(ICRC)

## 戦争行為の制限\*

インタビューを受けた人のうち大多数は、文民を攻撃しないという原則は絶対的なものだと考えています。64%は、戦闘員は敵を弱体化させるためにしか攻撃をしてはならず、文民を攻撃してはならない、と要求しています。戦闘員と文民を区別しない総力戦という概念を受け入れているのは、インタビューを受けた人の3%だけです。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より



# た

## <大量破壊兵器> Weapons of mass destruction

大量破壊兵器には、**核兵器**、**生物兵器**、そして**化学兵器**が含まれます。これらの大量破壊兵器が他の武器・兵器と違うのは、大規模な人的、物的な損害を引き起こすように作られていて、**環境**に対しても甚大かつ長期的なダメージを与えるという点です。

- » 核兵器
- » 生物兵器
- » 化学兵器
- » 武器・兵器
- » 環境

## <多国籍軍> Multinational forces

多国籍軍または国際軍とは、複数の国家によって構成され、同一の任務のもと行動する同盟軍です。いかなる多国籍軍も、国際人道法を遵守しなければなりません。

## <ダムダム弾> Dumdum bullets

ダムダム弾は、19世紀末から戦闘手段として使用されてきました。体内に入った瞬間に弾丸のスピードが落ちるため、普通の弾丸と異なって、人体の組織を断裂し、骨を碎くという特性を有します。1899年の第一回ハーグ万国平和会議では、**武力紛争**におけるダムダム弾の使用は、残酷であり非人道的であるとして禁止されました。ダムダムという名称は、この弾丸が最初に開発されたインドのコルカタ郊外の都市の名に由来しています。

- » 武力紛争

## <中央追跡調査局> Central Tracing Agency

中央追跡調査局は、**赤十字国際委員会 (ICRC)**の支援を受けて創設された機関で、ジュネーブに設置されています。同局は、第一次・第二次世界大戦のときに、**捕虜の権利**と**捕虜**に関する情報を得る家族の権利を守った、**捕虜**中央情報局を引き継いだものです。中央追跡調査局は、情報提供を担当する公的機関や、ICRC職員、その他現場で活動している組織と協力します。同局は、行方不明者を発見するために様々な調査活動を調整し、**捕虜**やその他の被拘束者に関する情報を伝え、移送や本国への送還を準備し、メッセージを伝えて家族との再会を手助けします。

- » 赤十字国際委員会 (ICRC)
- » 捕虜

## <中立領土と中立地帯> Neutral territory / zone

中立領土とは、紛争当事国でない国で、永久に、または特定の紛争の期間中、中立を保つことを選んだ国の領域のことです。中立領土は、紛争当事国の領域内に、**傷病者**や**文民**、非戦闘員を保護するなどの目的で設置される中立地帯(病院・安全地帯、非武装地帯)とは異なります。

- » 傷病者
- » 文民

## <調査> Inquiry

国際人道法の重大な違反が疑われる場合には、調査をします。二国間で実施される調査と国際機関が実施する調査があり、後者は、**ジュネーブ諸条約**の第一追加議定書に基づいて設置された**国際事実調査委員会**が担当します。

- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 国際事実調査委員会

## <追加議定書> Additional Protocols

1977年6月8日に、1949年の**ジュネーブ諸条約**への二つの追加議定書が、ジュネーブで採択されました。第一追加議定書は**国際武力紛争**の犠牲者の保護に関するもの、第二追加議定書は**非国際武力紛争**の犠牲者の保護に関するものです。三番目の追加議定書が2007年1月14日に発効し、**標章**に赤いクリスタルを加えました。

- » ジュネーブ諸条約
- » 武力紛争
- » 標章

## <停戦> Ceasefire

停戦とは、**敵対行為**の即時停止または終了を指す軍事用語です。停戦は、両当事者の交渉により得られた合意、あるいは交戦国の片方による単独の決定により、一定の期間、特定の地域において軍事行動を全面的に停止することを意味します。

- » 敵対行為

## <敵対行為> Conduct of hostilities

**武力紛争**においては、禁止されている**戦争の方法や手段**があります。国際人道法は、どのような軍事行動や戦術、**武器**が許容されるのかを定めています。広く認められている原則は二つ、**区別の原則**と**均衡性**の原則で、これらの原則からいくつの具体的な規範が生じます。例えば、**文民**や**民用物**に対する直接的な攻撃の禁止、無差別攻撃の禁止、そして、**文民**が死傷する事態や**民用物**への被害を避け、もしくは最小限に抑えるための**予防措置**をとる義務などです。

- » 武力紛争
- » 戦争の方法や手段
- » 武器
- » 区別
- » 均衡性
- » 文民
- » 民用物
- » 予防

## <敵対行為への直接参加> Direct participation in hostilities

敵対行為すなわち戦闘に直接参加することが認められているのは、戦闘員だけです。文民が敵対行為に直接参加すると、攻撃から守られる権利を失います。近年では軍事行動に文民が参加することが非常に多くなっています。さらに、民間の組織と軍事組織とを区別することが難しくなってきています。

赤十字国際委員会(ICRC)は、専門家による六年間の議論と調査を経て、「国際人道法上の敵対行為への直接参加の概念に関する解釈指針」を発表しました。

- » 敵対行為
- » 文民
- » 赤十字国際委員会  
(ICRC)

## <適用範囲> Applicability

国際人道法は、国際的または非国際的な武力紛争において適用されます。この規則は、敵対行為の開始から、軍事行為または占領が全体的に終わるまで、遵守されなければなりません。中には、特定の事実状況が続く限りにおいて継続して適用される規則もあります。例えば、ジュネーブ第三条約は、捕虜の保護について武力紛争の終了後も引き続き適用されます。

- » 武力紛争
- » 敵対行為
- » 捕虜

## <「テロとの戦い」> “War on Terror”

「テロとの戦い」は、法的ではなく政治的な概念です。国際人道法は武力紛争にのみ適用され、「テロとの戦い」に関連する事件(たとえば2004年と2005年にマドリードとロンドンで起きたテロ)においては適用されません。ただしこのことは、テロ攻撃や、対テロ行為に適用される法規がないことを意味するのではありません。人権法、国内法、そして複数の国際条約が、テロ行為を扱っています。

- » テロ
- » 武力紛争
- » 人権

## <テロリズム(テロ)> Terrorism

テロリズムという概念は、国際法上は定義されていません。それでも、国際法、人権法、そして国際人道法によって、テロリズムに関係する数多くの行為や活動が禁止されています。

実際、国際人道法により、文民や民用物に対する攻撃や無差別攻撃、人質を取る行為のような、一般的にテロとされる行為は、国際武力紛争と非国際武力紛争どちらにおいても禁止されています。さらに、国際人道法は、文民の間に恐怖を広めることを主な目的とした暴力行為や威嚇を明確に禁止しています。

- » 国際法
- » 人権
- » 文民
- » 民用物
- » 人質を取る行為
- » 武力紛争

## <特殊標章> Emblems (distinctive sign)

特殊標章は、**武力紛争**において、軍または民間の医療施設や、各国の救援団体の建物や要員をあらゆる攻撃から保護する役割を果たします(保護の役目)。ただし、その保護は国際法によって直接的に与えられるのであって、特殊標章そのものが保障するわけではありません。平時において、**各国の赤十字社・赤新月社**は、その設立理念に見合った活動を行うにあたり特殊標章を使用することができます(表示の役目)。1949年**ジュネーブ諸条約**は、赤十字、赤新月、赤のライオンおよび太陽(1980年以降廃止)の特殊標章を認めています。2005年には、宗教上の理由などで、前述の標章の使用を望まなかった国家も使用することができる、赤いクリスタルがこれに加わりました。他にも、降伏を望む**戦闘員**のための白旗や、**文民保護**のためのオレンジ地に青い三角形といった特殊標章が存在します。これらの標章の濫用は禁止されています。

- » 武力紛争
- » 各国赤十字社・赤新月社
- » ジュネーブ諸条約
- » 戰闘員
- » 文民保護

## 人間の尊厳\*

戦争行為が許されないのはどのような時でしょうか。戦争行為がどのような条約にも違反するのはどのような時でしょうか。それは、戦争行為が人の尊厳を重大に侵害する場合である、と、戦争が行われている地域でインタビューされた人の48%が答えました。37%は、宗教的信念に基づき、ある種の戦争行為は間違っていると考えています。

\*赤十字国際委員会 (ICRC) が世界で行った調査「戦争の証言」より



# な

## <内戦> Civil war

内戦とは、非国際武力紛争であり、国家の軍隊が反体制派の軍隊または非国家武装集団と戦うこと、あるいは複数の武装集団の間で継続的かつ統制のとれた戦闘が行われることを指します。国内における騒乱またはその他の緊張状態は武力紛争とはみなされません。

» 武力紛争  
» 国内騒乱

## <七つの基本原則>

### Seven fundamental principles

国際赤十字・赤新月運動(以下、赤十字運動)は、以下の七つの基本原則を げています。

- ・人道(人間の苦痛を予防し軽減し、生命と健康を守って人間の尊重を確保する)
- ・公平(一切の差別をしない)
- ・中立(軍事・政治の面でも、民族、思想、宗教の面でも、特定の立場をとらない)
- ・独立(軍、政治、思想、宗教、経済の面で、 存しない)
- ・ (支援は自発的で利益を求めるない)
- ・ 単一(赤十字社・赤新月社は各国に一社のみ)
- ・世界性(赤十字運動の地球規模の展開)

» 国際赤十字・赤新月運動  
» 各国赤十字社・赤新月社

## <難民> Refugees

難民とは、人種、宗教、国籍、特定の社会集団への所属、また政治的意見によって、 害を受ける恐れがあるという理由で、自国を去らなければならなくなつた人のことを指します。難民の地位に関する条約(1951年)は難民の地位を規定していて、議定書(1967年)によって補完されています。特に重要なのは、送還禁止(ノン・ル・フル・マン)原則です。この原則は、難民を、その身体や生命が危険にさらされる恐れのある国へ送還することを禁止するものです。難民に関する問題については、国連難民高等務事務所(UNHCR)が、様々な人道団体と協力しつつ取り組んでいます。UNHCRは、難民が帰還するため、あるいは一時 在国や新たな受け入れ国で新生活を始めるために援助を行います。武力紛争において難民は特別な保護を受けます。

» 国連  
» 武力紛争

# は

## <ハーグ諸条約> Hague Conventions

1899年と1907年にハーグで開催された万国平和会議において、戦争中の行為を規律することを目的とした条約がいくつか作されました。特に、過度な損害をもたらす武器の使用が禁止されました。それらの条約は、武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約(1954年)と、1954年・1999年の二つの追加議定書によって補完されました。

- » 武器
- » 武力紛争
- » 文化財
- » 追加議定書

## <背信行為> Perfidy

国際人道法は、背信行為によって敵を殺害したり、負傷させたり、捕まえたりすることを禁止しています。背信行為とは、敵の信頼を裏切る目的で、国際人道法の下での保護を受ける権利があること、またはその権利を与えなければならない義務があることを信じさせることです。背信行為の例として、標章や特殊標章の濫用によって自分が保護されるべき立場にあると装うことや、怪我や病気により動けないふりをすることなどがあります。

- » 特殊標章

## <爆発性戦争残存物>

### Explosive remnants of war

爆発性戦争残存物とは、爆発せずに地上に残っていて、そのため文民に対して深刻な脅威となり続ける弾薬や兵器のことです。特定通常兵器使用禁止制限条約(1980年)に附属するものとして作成された爆発性戦争残存物に関する議定書(2003年)は、いずれの当事国に対しても、敵対行為の後に自国の支配地域にあるそのような残存物に印をつけ、除去、破壊するか、または除去に必要な情報と援助を当該地域に提供することを義務付けています。しかし、この議定書では、爆発性戦争残存物につながる武器の配備は禁止していません。

- » 文民
- » 敵対行為
- » 武器

## <人質を取る行為> Hostage taking

人質を取る行為は、法的な根拠なく個人の身柄を拘束することで、人質の生命や身の安全およびその解放を条件に、要求通りの行動をとることを第三者に強要・強制する目的で行われます。これは、戦争犯罪とされていて、無条件に禁止されています。

- » 戦争犯罪

## <非国家主体> Non-state actors

今日、ますます多くの非国家主体(例えば、武装集団、**民間の軍事および警備会社**など)が**武力紛争**に関与する傾向にあります。国際人道法は、国家のみならず、非国家主体も同様に法的に拘束します。

- » 民間の軍事および警備会社
- » 武力紛争

## <非対称戦争> Asymmetric warfare

今日の戦争は、典型的な軍隊によってのみ行われるのではなく、非国家の武装集団をも巻き込んでいます。交戦当事者の軍事能力が不均等であるという意味において、ますます非対称的なものとなっています。紛争に参加する当事者(国家であっても**非国家主体**であっても)が認識していようがいまいが、このような紛争も国際人道法の適用範囲内にあります。戦争の非対称性は、国際人道法の遵守に関わるいくつもの問題を提起しています。例えば、一方の当事者が、規則を遵守すると自らが不利な立場に置かれると考える場面や、技術的に劣る当事者が**背信行為**や**文民**を人間の盾にするなど国際人道法で禁止された**方法と手段**に訴える場面においてそうした問題は起こります。また、軍事力でより勝る当事者が、敵対する当事者の違反を理由として、**区別の原則**や、**均衡性**の原則を破るという問題もあります。

- » 非国家主体
- » 背信行為
- » 文民
- » 方法と手段
- » 区別
- » 均衡性



## ジュネーブ諸条約\*

危険地域でインタビューを受けた人の39%はジュネーブ諸条約について聞いたことがあります。ジュネーブ諸条約に関する知識は、人道上のふるまいで影響を与えます。負傷者や敵の投降者を助けようという気持ちが強くなるのです。ジュネーブ諸条約を知っている人の38%は助ける、としています。条約を知らない人では、31%が助けるとしています。インタビューされた人全体の56%は、ジュネーブ諸条約は戦争の悪化を防いでいる、と考えています。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より

## <被保護者> Protected persons

1949年のジュネーブ諸条約に従って特別な保護が与えられる人のことを被保護者と言います。その中には**傷者・病者**および**海難者**、また、**捕虜**、敵国の領域でその敵国の支配下に置かれた**文民**、占領地にいる文民が含まれます。一般的に、医療・宗教要員、援助や文民保護要員、外国人、**難民**、紛争当事国の領域内にいる無国籍者、また**女性**や**子ども**も、被保護者と同様に扱われます。

- » ジュネーブ諸条約
- » 傷者・病者および海難者
- » 捕虜
- » 文民
- » 難民
- » 女性
- » 子ども

## <武器・兵器> Weapons

国際人道法は、敵の勢力を削ぐという目的以上の被害を与える武器については、規制または禁止しています。この規制は、以下の三つの基準に基づいて行われます。その武器が必然的に死に至らしめるものであるか、**不必要的苦痛**をもたらすものであるか、無差別に被害をもたらすものであるか、の三つです。これにより規制されている武器には、対人地雷、クラスター弾、失明をもたらすレーザー攻撃、ダムダム弾、生物兵器、そして**化学兵器**があります。これらを禁止する規則の中には、今日、**慣習国際法**に含まれるものもあります。

- » 不必要な苦痛
- » 地雷
- » クラスター弾
- » ダムダム弾
- » 生物兵器
- » 化学兵器
- » 慣習国際法

## <普及> Dissemination

国際人道法を遵守すること、また遵守させることは、1949年ジュネーブ諸条約の締約国的主要な義務の一つです。締約国は、国内法に国際人道法の規則を取り入れ、**武力紛争**中のみならず平時においても、その普及に取り組まなければなりません。

- » ジュネーブ諸条約
- » 武力紛争

## <不必要的苦痛> Unnecessary suffering

不必要的苦痛を与える行為の禁止は、国際人道法の最も基本的な原則のうちの一つです。これは**戦争の方法と手段**を制限するものです。**戦闘員**は、戦闘力を失うに至るまでの苦痛は背負わなければなりません。

- » 戦争の方法と手段
- » 戦闘員

## <Francis Lieber, リーバー>

アメリカ南北戦争の最中、北軍の行動規範を起草するために、アブラハム・リンカーン大統領に任命されたニューヨークの大学教授。1863年に作られ、「リーバー規則」として知られるこの行動規範は、戦時の法や慣習を法典化する初めての試みでした。リーバーは当時の規範や慣習の大部分をこれに総括し、1899年と1907年のハーグ諸条約の基礎を作り上げたのです。

» ハーグ諸条約

## <Armed conflict>

国際人道法はすべての武力紛争に適用されます。武力紛争という概念は、関連条約においては定義されていませんが、判例においては、「武力紛争は、国家間で武力が使用される場合、または、一国内の、政府と組織された武装集団との間、あるいはそのような武装集団相互間における長期にわたる武力による闘争がなされる場合に存在する」と言われています。このため、国際武力紛争と非国際武力紛争とに区別されます。ある争いが非国際武力紛争とみなされるためには、一定の暴力の強度と武装集団における最低限の組織性が必要となります。暴動、孤立したあるいは散発的な暴力行為、その他これらに類する行為など、**国内**における緊張の事態・騒乱は、国際人道法の適用の範囲外となります。

» 国内騒乱

## <Cultural property>

文化財とは、人類の文化財産としての重要性を有する動産または不動産、そしてそれらが保存または展示されている建造物です。**武力紛争**において、文化財は国際法によって特定の保護を受けています。文化財を**敵対行為**の標的にすることのみならず、軍事活動を支援するために利用すること、そして**報復行為**の対象にすることも禁止されています。ただし、絶対的な軍事上の必要性がある場合に限って例外が設けられることがあります。保護を受ける文化財は、特別な印しを明示することで他と区別されます。

文化財の取り扱いはハーグ諸条約で謳われていて、**武力紛争**の際の文化財の保護に関するハーグ条約(1954年)と二つの追加議定書によって規定されます。一つ目の議定書は占領下(**占領地域**)における文化財を、第二の議定書は保護を強化し、非国際武力紛争における適用法規や、個人の刑事責任について定義しています。

» 武力紛争  
» 敵対行為  
» 報復行為  
» ハーグ諸条約  
» 占領地域

## <文民> Civilians

1949年までは、国際人道法は何よりもまず、負傷兵、病兵、海難兵そして捕虜を保護していました。1949年に改定された**ジュネーブ諸条約**により、戦時における文民も保護されるようになりました。1977年の**追加議定書**は、文民に対する保護を拡大・強化し、特定のカテゴリーに属する文民(女性、子ども、難民、ジャーナリスト)について特別な保護の枠組みを設定しました。

- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 女性
- » 子ども
- » 難民
- » ジャーナリスト

## <文民保護組織> Civil defence

文民保護組織は、紛争や大規模自然災害の際に住民を保護し、その生存を保障し、**民用物**への損害をできるだけ減らす目的で支援を組織的に行います。文民保護組織の要員は、オレンジ地に青の三角形の標章により他と区別され、攻撃の対象とすることは禁止されています。

- » 民用物



### 保護を担う組織\*

戦時下の文民の保護において中心的役割を果たしているのはどの組織でしょうか。インタビューされた人の42%が赤十字国際委員会、赤十字社・赤新月社を最も重要な組織として挙げました。国連が二番目に多く(32%)、その次に国際的な人道団体やNGOが続きました。宗教的指導者たちは四番目(18%)でした。

インタビューを受けた人の84%は、赤十字または赤新月の標章を正しく判別することができました。

\*赤十字国際委員会(ICRC)が世界で行った調査「戦争の証言」より

## <平和維持活動> Peacekeeping operations

平和維持のための国際活動は、紛争解決と危機管理のために国際社会が有する方法の一つです。その目的は、非軍事的および軍事的な手段により、安定した情勢と平和とを再構築することです。冷戦が終わってからこのような活動は増加し、今日、より広い分野で活動が行われています。そこには、平和の維持、平和の再建と実施、紛争の予防、平和の構築と安定化、そして人道活動が含まれます。平和の維持または実施のための活動に参加している部隊は、一般的に**国際連合(国連)**から任務を与えられるか、少なくとも国連から権利を与えられています。紛争当事者ともに戦闘に積極的に関わる場合は、国際人道法を遵守しなければなりません。

» 国際連合(国連)

## <報復行為> Reprisals

国際人道法において報復行為は全面的には禁止されていませんが、特定の種類の報復、特に**文民**、負傷者、**捕虜**のような、**被保護者**に対する報復行為は様々な規定により禁止されています。また、**文化財**や礼拝所、自然環境、危険な力を放つ恐れるある施設(例えば、原子力発電所やダム)など特定された存在に対する報復行為も禁止されています。

» 文民  
» 捕虜  
» 被保護者  
» 文化財

## <捕虜> Prisoners of war

捕虜とは、国際**武力紛争**において、敵に捕まった**戦闘員**のことです。商船や民間航空機の乗組員、また軍隊の一部でなくとも軍隊とともに行動する者には捕虜の地位が与えられます。捕虜の拘束や労働力としての利用は、**ジュネーブ諸条約**(第三条約)が規律しています。捕虜は、**赤十字国際委員会**(ICRC)の職員の訪問を受ける権利があります。国際人道法の下で合法的な行為については、捕虜に対して刑事告発をしてはなりません。また、捕虜が自分の捕虜としての地位を放棄することはできません。

捕虜を助けるために留め置かれている医療要員・宗教要員は捕虜とみなされませんが、捕虜と同じ待遇が与えられます。対照的に、**傭兵**や**スパイ**には通常、捕虜としての地位は与えられません。

» 武力紛争  
» 戦闘員  
» ジュネーブ諸条約  
» 赤十字国際委員会  
(ICRC)  
» 傭兵  
» スパイ

ま

## <民間軍事会社のための国際行動規範> International Code of Conduct for Private Security Service Providers

民間軍事会社のための国際行動規範は、2010年にスイスを含む様々な当事者の努力によって生まれました。この行動規範は、**人権法**や**国際人道法**に基づき、**民間の軍事および警備会社**の職業規範や原則を明らかにしたもので、この分野としては唯一の試みであるこの行動規範は、民間の軍事および警備会社をはじめ様々な職業団体、人道団体やNGOに支持されています。

- » 人権
- » 民間の軍事および警備会社

## <民間の軍事および警備会社> Private military and security companies

紛争において、国家は民間の軍事および警備会社をますます必要とするようになっています。これらの会社は、**文民**や民用設備のみならず、軍事的性質を有する人員や設備をも守り、軍隊や警察を訓練し、コンサルタント、ロジスティック、**武器**システムの操作、諜報に関するサービスを提供し、戦闘を支援することさえあります。国際人道法によって保護されている人々と定期的に接触し、場合によっては**敵対行為への直接参加**もあります。これら民間会社の構成員は、国際人道法を遵守しなければならず、当事国も彼らが法を遵守するよう取り締まなければなりません。

2006年、スイスは、**赤十字国際委員会 (ICRC)**と協力しながら、紛争地域において民間の軍事および警備会社が国際人道法および**人権**を遵守することを促進するため、国際的なイニシアチブを発動しました。2008年、そのイニシアチブは、**モントルー文書**の採択という形で実を結んでいます。

- » 文民
- » 武器
- » 敵対行為への直接参加
- » 赤十字国際委員会 (ICRC)
- » 人権
- » モントルー文書

## <民用物> Civilian objects

国際人道法は、民用物と**軍用物**とを区別しています。民用物に対する攻撃は禁止されています。また、特定の民用物に対して特別の保護を与え、中には他と区別するための印しを示すことが求められているものもあります。例えば、交通手段、医療施設、礼拝所、**文化財**、**文民**保護のための施設、文民たる住民の生存に不可欠な物、自然環境、危険な力を内包する工作物や施設（例えば原子力発電所やダム）です。**軍用物**でないものは、すべて民用物とみなされます。

- » 軍用物
- » 文化財
- » 文民

## <モントルー文書> Montreux Document

2008年9月17日のモントルー文書は、**武力紛争**地域に存在する**民間の軍事および警備会社**に適用される国際法を明示しています。この文書は、国家が国際法上の義務を**履行**するための措置をとることを助ける目的で行動指針を列挙しています。モントルー文書は、国際法は民間の軍事および警備会社にも適用され、民間の軍事および警備会社の活動は法的に野放しにしないという合意を示すものです。国際人道法と**人権法**の遵守の促進という目標に向かう、実践的で現実的な貢献であるといえます。この文書は、民間の軍事および警備会社の活動によって提起される法的問題に、新しい義務をつくることなく応えています。なお、モントルー文書は、法的拘束力を有する文書ではありません。

- » 武力紛争
- » 民間の軍事および警備会社
- » 履行
- » 人権



## 戦争犯罪\*

インタビューされた人の76%は、戦争犯罪は裁判にかけられるべきである、と考えています。反対に16%の人は、裁判を行い刑罰を与えるのではなく、一般的な恩赦を与えることを求めています。56%の人は、戦争犯罪人の処罰は、その国の政府、裁判所、軍事機関または政治機関によって行われるべきである、と考えています。しかし、36%は、処罰は国際的な刑事裁判所が行うべきである、と考えています。

\*赤十字国際委員会 (ICRC) が世界で行った調査「戦争の証言」より



## <ユスアドベルム、ユスインベロ> ius ad bellum, ius in bello

ユスアドベルム(ius ad bellum)は、武力の脅威や行使の合法性に関する規定です。これは国連憲章(国際連合)によって規律されています。

ユスインベロ(ius in bello)は、武力紛争においてのみ、その武力紛争の合法性にかかわらず適用されます。これは戦闘行為と被害者保護の両方を規律しています。国際人道法とユスインベロとは同義語です。

- » 国際連合(国連)
- » 武力紛争

## < 兵> Mercenaries

兵は、紛争当事者の軍隊に帰属することなく武力紛争下で戦闘を行い、紛争当事者の国籍も住所ももたない者を指します。むしろその関心は一的的利益にあります。ジュネーブ諸条約の第一追加議定書(1977年)では、兵に戦闘員としての地位を与えず、また捕らえられた際の捕虜の地位も与えていません。

- » 武力紛争
- » ジュネーブ諸条約
- » 追加議定書
- » 戦闘員
- » 捕虜

## <予防> Precaution

軍事行動は軍事目標に対してしか許されていません。それでも、文民や民用物が傷つけられることがあります。そのため、国際人道法は、軍事行動の最中に、文民や民用物を傷つけないよう常に注意しなければならない、と定めています。このことを「予防の原則」と言います。

- » 軍事目標
- » 文民
- » 民用物

# 5

## <利益保護国> Protecting powers

国際人道法は、それぞれの紛争当事国に、一つの中立国を利益保護国として指名することができる、としています。利益保護国の任務は、紛争当事国の利益を保護し、国際人道法が確実に守られるようにすることです。利益保護国は特に、敵に捕らえられた人の待遇に関心を持ち、紛争の終結に向けてあせんをすることもできます。今日では、赤十字国際委員会（ICRC）が利益保護国の役割を果たすことが通例となっています。

- » あせん
- » 赤十字国際委員会（ICRC）

## <履行> Implementation

履行には、国際人道法の遵守を確保するために必要なあらゆる手段が含まれます。履行について、まず第一に責任を負うのは国です。国は、あらゆる場合において、国際人道法を遵守し、また遵守させるようにしなければなりません。国はそのため国際人道法の規定を国内法、特に戦争犯罪が処罰されるよう刑法に組み込まなければなりません。さらに国は、違反がある場合にはそれを止めさせるために、必要なすべての手段を取らなければなりません。重大な違反があった場合、国は、犯罪者を自ら訴追するか、裁判にかけるため他の条約当事国に引き渡さなければなりません。国はまた、国際人道法を普及させることについても責任があります。国際的場面においては、特に、国際事実調査委員会、特別法廷、そして国際刑事裁判所が、履行についての責任を負っています。

- » 戦争犯罪
- » 国際事実調査委員会
- » 特別法廷
- » 国際刑事裁判所

## <ローマ規程> Rome Statute

ローマ規程は、オランダのハーグにある国際刑事裁判所（ICC）を設立する条約です。裁判所の構成や手続き、また、ジェノサイド罪や人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪を行ったとされる個人の刑事訴追に関する裁判所の管轄権が規定されています。ローマ規程は、1998年7月にイタリアのローマで採択され、2002年に発効しました。スイスは2001年に批准、日本は2007年10月に同規程の加盟国となっています。

- » 国際刑事裁判所（ICC）
- » ジェノサイド罪
- » 人道に対する罪
- » 戦争犯罪
- » 侵略犯罪

## 編集

スイス連邦外務省(FDFA)  
(3003 Bern, Switzerland)  
[www.fdfa.admin.ch](http://www.fdfa.admin.ch)

デザイン  
ビジュアル・コミュニケーションFEFA、ベルン

表紙写真  
Jeroen Oerlemans / Panos

翻訳  
伊藤遙、高田陽奈子(京都大学)

監修  
赤十字国際委員会(ICRC) 駐日事務所

印刷  
株式会社 須田製版

発行  
在日スイス大使館  
電話: 03-5449-8400  
Eメール: [tok.vertretung@eda.admin.ch](mailto:tok.vertretung@eda.admin.ch)

専門家への問い合わせ  
国際法局  
電話: +41 (0)31 322 30 82  
Eメール: [dv@eda.admin.ch](mailto:dv@eda.admin.ch)  
\*英語、ドイツ語、フランス語または、イタリア語のみ

本書は、英語、ドイツ語、フランス語、イタリア語でも発行されています。

2014年 ベルン／東京

